

申告相談が始まります

市は、2月6日から3月16日まで、市・県民税、国民健康保険税の申告相談を受け付けます。日程は左ページのとおりです。できるだけ、指定日時に指定の会場で申告するようお願いいたします。

所得の確定申告は公平な課税のため

市は、正確で公平な課税をするために、対象となるすべての住民の所得状況を把握し、確定しなければなりません。正当な理由がなく、申告をしなかった場合は、「無申告者」となります。無申告者は、所得の確定ができないばかりか、所得証明書の発行や国民健康保険税の軽減を受けることができないなどの不利益が生じます。

住所・住居がある人確定申告が必要です

ます。期限内に必ず申告を済ませるようにお願いします。

申告が必要な人は、21年1月1日現在、市内に住所または住居がある人です。次のいずれかに当てはまる人は、申告の必要があります。

- ① 給与所得者で年末調整が完了して、ほかに収入がない人
- ② 収入が公的年金のみで、受給額が70万円以下(65歳以上の人は120万円以下)の人
- ③ 税務署に申告書を提出した人
- ④ 収入がなく、家族の扶養親族になっている人

申告相談へ出掛ける前に必要書類を確認

申告する場合は、次の書類などが必要です。申告会場に

お出掛け前に確認ください。

■必ず持つてくるもの

- 。生命保険や地震保険の控除証明書
- 。社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料など)の領収書
- 。国民年金保険料の控除証明書または領収書
- 。申告者本人の印鑑

※口座振替納税を希望する人は、本人の口座番号がわかるもの(通帳など)と通帳印。

■主な申告内容別の必要書類

- ▽給与収入があった人
。給与明細書または源泉徴収票(原本)
- ※年末調整が完了していない人や2力所以上から給与を受けている人。
▽営業収入があった人
。平成20年分収支内訳書(一般用)
- 。売り上げ・仕入れ帳簿・経費明細書
- 。領収書など
- ※領収書は項目ごとにまとめ持参してください。

- ▽農業収入があった人
。平成20年分収支内訳書(農業用)
- 。JA取り引き実績表・肉用牛売却証明書
- 。領収書など

※領収書は項目ごとにまとめて持参してください。

- ▽年金などで収入があった人
。社会保険庁が発行した源泉徴収票(原本)

■該当する人が必要な書類

- ▽住宅借入金等特別控除を受ける人(初年度)
。借入金残高証明書
。住民票の写し
。登記簿謄本
。工事請負契約書
。建築確認通知書(増改築の場合)
- ▽市県民税の住宅借入金等特別控除を受ける人
。源泉徴収票(原本)
- ※年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除を受けていない人は、次の書類が必要です。
。平成20年分住宅借入金等特別控除申告書

- 。借入金残高証明書
- ▽医療費控除を受ける人
。病院の領収書
- 。高額療養費などの受け取り額がわかる書類

※領収書は、必ず事前に集計してきてください。

- ▽障害者控除を受ける人
。障害者手帳または障害者控除対象認定書(詳しくは、19ページをご覧ください)

申告相談は指定の日時に受け付けを

申告相談は、左ページのとおり各地域ごとに行いますので、指定の日時を守って受け付けをしてください。

また、水曜日の午後4時半から7時まで、市役所本庁に限り受け付けを行います。仕事などの都合で、指定日に来庁できない人は、ご利用ください。

詳しくは、市企画総務部税務課市民税係(☎76-12111、内線1245、1247)まで。



●市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	西根地区		松尾地区		安代地区	
	市役所本庁舎 3階大会議室		松尾総合支所 3階大会議室		安代総合支所 2階大会議室(2月13 ~20日、3月4~16日)、田山スポー ツ交流館(2月23日~3月3日)	
	午前9時~11時半	午後1時~3時半	午前9時~11時半	午後1時~3時半	午前9時~11時半	午後1時~3時半
2月6日(金)	駅前一・二区	上町、雇用促進				
2月9日(月)	松川	仲町				
2月10日(火)	下町一・二区	下町三区	柏台、温泉郷、金沢			
2月12日(木)	渋川開拓	渋川、岡村	柏台、温泉郷、金沢			
2月13日(金)	山後、白屋	大石平	刈屋	畑	畑2区(扇畑)	畑2区(松木田、小屋畑)
2月16日(月)	両沼	中関	立石	上寄木	畑1区(赤坂田)	畑1区(黒沢、星沢、寄木)
2月17日(火)	北村	山子沢	寄木新田、関口		細野	豊畑
2月18日(水)		五百森	寄木新田、関口		浅沢第1	
2月19日(木)	館腰	薬師	北寄木		浅沢第2	曲田横間
2月20日(金)	中村	上平笠	中郡		秋葉(保土沢、曲田住宅)	
2月23日(月)	間羽松	中平笠	鹿野			平長
2月24日(火)	町組	下平笠	時森		石名坂	苗石田
2月25日(水)		高宮	落合		兄川	日瀬通
2月26日(木)	南平笠	堀切	湯沢		館市、兄畑	田山上
2月27日(金)	東	山崎	谷地中		田山下	
3月2日(月)	松久保	笹目	中松尾		新興矢神	愛の山
3月3日(火)	椋沢	わし森、駅前	山道		折壁	栗木田、杉沢
3月4日(水)		共新、大泉	向村			秋葉(清水)
3月5日(木)	大久保、小福田	野口	中沢		荒屋	
3月6日(金)	寺田新田	帷子	上村		五日市2区	五日市3区
3月9日(月)	土沢	川原目	森子		五日市4区	五日市1区
3月10日(火)	寺田	上関	田中		新町中央	
3月11日(水)		若谷地	小屋の沢、大花森		荒屋新町	
3月12日(木)	荒木田	館沢	安比、前森		予備日	
3月13日(金)	予備日		予備日		予備日	
3月16日(月)	予備日		予備日		予備日	

申告書(所得税・住民税)、収支内訳書(営業等、農業、不動産)などは、1月下旬から市企画総務部税務課、各総合支所地域振興課で配布します。

受付時間は昨年と変わっていますので、ご注意ください。なお、受け付けは指定時間を守ってくださいますよう、お願いします。

盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署の申告書作成会場が次のとおり開設されます。所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人はご利用ください。

■開設期間 2月2日(月)~3月16日(月)(土日祝日は、2月22日(日)と3月1日(日)のみ開設)

■開設時間 午前9時~午後4時

■開設場所 アイーナ

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で、確定申告書(所得税・消費税)、青色決算書、収支内訳書を作成することができますので、ご利用ください。

詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

水曜日は夜間も受け付けます

市は、行政サービス向上の一環として、仕事などの都合で指定日時に会場へ来ることができない人のため、期間中の水曜日に限り、夜間も次のとおり申告相談を受け付けます。

■実施期日

2月18日(水)、25日(水)、3月4日(水)、11日(水)

■受付時間

午後4時半~7時

■受付場所

市役所本庁3階大会議室

申告相談は、可能な限り指定の日時に受け付けを行ってください。

詳しくは、市企画総務部税務課(☎76-2111、内線1245、1247)まで。

市は、昨年度に引き続き高齢者や障害者などのいる低所得の世帯に対して、冬季の経済的負担を軽減するため、市内で購入した灯油などの代金を次のとおり助成します。

助成の対象となる世帯

20年12月1日現在、市内に住所があり、20年度の市県民税が全員非課税の世帯で、次の4つのいずれか1項目に該当する世帯

① 高齢者のみの世帯

3月31日までに満65歳以上になる人のみで構成され、老人ホームなどの施設へ入所していない世帯

② 障害者がいる世帯

▽身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている人がいる世帯(施設入所者を除く)

▽障害基礎年金を受給している人がいる世帯

③ 母子・父子世帯

母または父と、4月1日現在に満18歳未満の児童のみで構成される世帯

④ 生活保護世帯

生活保護法に基づく保護を受けている世帯

助成する範囲

20年12月1日から3月31日

までに市内で購入した灯油などの燃料を購入した代金

助成の金額

8千円を限度に、八幡平市共通商品券を支給します(有効期限は6月15日まで)

手続きの方法

① 申請

2月20日までに、市福祉事務所および各総合支所地域振興課、田山支所の窓口(備え付けの申請書に記入押印し、必要に応じて証明書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など)を提示してください。

② 請求

該当する世帯へ、申請時に請求書類を交付します。3月31日までに市内で灯油を購入したことを証明する書類(宛名入りの領収書や請求書の写しなど)を添えて、窓口へ提出してください。

手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・受給資格を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、障害基礎年金証書、医療費受給者証など)
- ・灯油代の領収書や請求書

八幡平市福祉灯油等助成制度

市県民税非課税の世帯へ灯油代を助成します

の写しなど(後日の提出も可)

■問い合わせ・申込先

▽市生活福祉部地域福祉課福祉総務係(☎76-2111、内線1165)

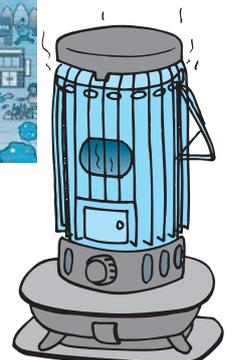
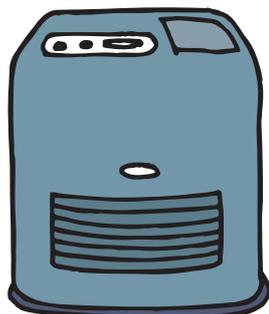
▽障害者関係 地域福祉課障害福祉係(内線1166、1167)

▽母子父子関係 児童福祉課児童福祉係(内線1174、1175)

▽高齢者関係 長寿社会課高齢福祉係(内線1182、1183)

▽生活保護関係 地域福祉課生活保護係(内線1163、1164)

※申請は、各総合支所地域振興課、田山支所でも受け付けます。



産科医療補償制度の導入で 出産育児一時金を3万円増

市は、安心して子どもを生み育てるための環境づくりの一環として、1月から産科医療補償制度に加入する医療機関で分娩した場合に、国民健康保険から給付する出産育児一時金に3万円加算します。

産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性まひなどの障害を持った場合に補償(総額で3千万円)をするとともに、情報を共有することで予防など産科医療の質を向上することを目的とした制度です。この制度導入に伴い、新たな費用として発生する掛け金相当額の3万円を加算するものです。

県内では、全ての産科医療機関が加入していますが、県外などで、この制度に加入していない医療機関で分娩した場合には、加算金はありません。

■ 出産育児一時金の支給額

- ① 産科医療補償制度に加入している医療機関 38万円
- ② 産科医療補償制度に加入していない医療機関 35万円

詳しくは、市生活福祉部保健課(☎76-2111、内線1148、1151)まで。

長寿医療制度保険料などの 支払いは4月分から選択制

4月分から、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料および国民健康保険税の支払い方法が、「年金天引き」と「口座振替」のいずれかを自由に選択できるようになります。

これまでも、国民健康保険税を2年間滞納していない場合などには、口座振替を選択することができましたが、4月分からは原則として本人の申し出があれば、自由に支払方法を選択できるようになります。なお、どちらの方法でも納入する保険料の総額は変わりません。

詳しい手続き方法や申し出の期限などについては、後日、対象となる人へ直接文書でご案内します。

なお、年金天引きで保険料などを納付した場合は、本人のみに社会保険料控除が適用されます。口座振替で納付した場合には、保険料などを納入した人が社会保険料控除の適用を受けることができます。

長寿医療保険制度については、市生活福祉部保健課(☎76-2111、内線1148)まで。国民健康保険税については、市企画総務部税務課(☎76-2111、内線1247)まで。

明るい選挙啓発ポスターコンクールで入賞 未来のために明るい選挙啓発を

平成20年度明るい選挙啓発ポスターコンクールの表彰式は12月25日、県庁で行われました。市から作品を出品した遠藤裕香さん(平館高2年)の作品(左)が、高等学校の部で最優秀賞を受賞しました。

このコンクールは、明るい選挙を通して政治で、国民の生活を豊かで幸せなものにしよう、財団法人明るい選挙推進協会が毎年行っているものです。

市内の学校に通う児童生徒から、359点の応募があり、

市の第1次審査を経て、33点が県の審査に出品され、多数の作品が入賞しました。その他の上位入賞者は、次のとおりです。(敬称略)

◇高等学校の部 ▽優秀賞
伊藤稔春(平館高2年)、太田代美咲(同校2年)、高橋みなき(同校2年)

また、学校ごとの積極的な取り組みが評価され、市内の次の学校に感謝状が贈られました。

▽大更小、東大更小、田頭小、平館小、松野小、松尾中

